

職員の処分について(その1)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
平成30年4月24日（火）から平成30年6月22日（金）
平成30年10月2日（火）から平成30年11月15日（木）
- 2 所属の種別
学校以外の機関
- 3 年齢
（1）46歳
（2）54歳
- 4 管理職，一般職の別
（1）一般職
（2）一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
（1）教育職員以外
（2）教育職員以外
- 6 事件・事故の概要
（1）当該職員は、海洋総合実習船宮城丸における平成30年4月24日から6月22日の第1次航海及び同年10月2日から11月15日の第2次航海の実習中に、実習生に対して、頭を叩く、背中を平手で叩く、後ろから蹴るなどの体罰行為を行ったほか、実習生が質問に答えられないと、「こんなこともわからないのか」などの不適切な発言を行ったもの。
また、その他の航海実習においても、実習生に対して、手のひらで頭を叩くなどの体罰行為を行ったもの。
当該職員は「このようなことをして生徒，ご家族にご迷惑，ご心配をおかけして申し訳ございません。謝罪の気持ちでいっぱいです」と述べている。
（2）当該職員は、海洋総合実習船宮城丸における平成30年4月24日から6月22日の第1次航海及び同年10月2日から11月15日の第2次航

海の実習中に、実習生に対して、肘で後頭部を小突く体罰行為を行ったほか、作業中の実習生に対して、「つかえない」、「こんなこともできないのか」などの不適切な発言を行ったもの。

また、その他の航海実習においても、実習生に対して、「なにやってんのや」などの不適切な発言を行ったもの。

当該職員は「自分の考えや認識が甘かったために発生した不祥事であり、大変申し訳なく思います」と述べている。

7 処分内容

- (1) 懲戒処分として「減給1月」
- (2) 懲戒処分として「戒告」

8 処分年月日

平成31年2月7日

職員の処分について（その2）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
平成30年8月19日（日）
- 2 所属の種別
中学校
- 3 年齢
50歳
- 4 管理職，一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

6 事件・事故の概要

当該教職員は、過去に勤務した学校で担任を務めた生徒の個人情報等が記載されている書類を自宅に無断で持ち帰り保管していたところ、平成30年8月19日、家族が当該書類を他の廃棄物とともに、商業施設の紙ゴミ置き場に廃棄した。当該教職員は、そのことを認識していたにも関わらず、搜索せずに放置したもの。

翌日、紙ゴミ回収業者から過去に勤務した学校に連絡があり、事故が発覚した。

当該教職員は「個人情報に対する危機意識が薄かった」「多くの皆様に迷惑をかけることになってしまった」などと述べている。

- 7 処分内容
懲戒処分として「減給1月」
- 8 処分年月日
平成31年2月7日

職員の処分について(その3)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準(平成12年4月1日施行)により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
平成30年8月21日(火)
- 2 所属の種別
中学校
- 3 年齢
36歳
- 4 管理職、一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該教職員は、平成30年8月21日午後10時頃、自身のスマートフォンのSNSアプリを用いて、知人のSNSアカウントに不正にログインをしたもの。当該教職員が、自ら管理職に申し出たことで事故が発覚した。
当該教職員は「皆様の信頼を裏切ることとなってしまい申し訳ない」と述べている。
- 7 処分内容
懲戒処分として「減給1月」
- 8 処分年月日
平成31年2月7日